報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和３年３月２５日
中国四国管区行政評価局

公共交通機関におけるヘルプマークの周知の促進

中国四国管区行政評価局のあっせんを受け、中国運輸局は、管内鉄軌道事業者等及び管内バス事業者等に対し、優先席付近へヘルプマークを掲示し、その周知を図るよう協力を依頼

※　「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用しているなど外見からは分からない人が、このマークを身に付けて周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるようにするためのもの

総務省中国四国管区行政評価局（局長：平野真哉）は、民間有識者を構成員とする「行政苦情救済推進会議」（座長：片木晴彦広島大学大学院人間社会科学研究科教授）の意見を踏まえ、令和3年2月19日、国土交通省中国運輸局に対し、公共交通事業者（鉄軌道事業者及びバス事業者）が優先席付近にヘルプマークを周知するステッカー等を掲示することについて協力を求めるようあっせんしました。

これを受けて、同年3月18日、中国運輸局から次表のとおり、措置を講じた旨の回答がありました。

当局のあっせん内容	中国運輸局の回答
中国地方の5県では、近年、義足や人工関節を使用しているなど外見からは分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするため、ヘルプマークの普及啓発に取り組んでいる。しかし、ヘルプマークがいまだ十分には知られていないと考えられる中、優先席付近にヘルプマークを周知するステッカー等を掲示していない公共交通事業者がみられることから、国土交通省中国運輸局は、公共交通事業者に対し、優先席付近にヘルプマークを周知するステッカー等を掲示することについて協力を求める必要がある。	管内鉄軌道事業者等及び管内バス事業者等に対して、車内の優先席付近にヘルプマークを掲示し、その周知を図るよう協力依頼文書（令和3年3月1日付け）を発出した。



総務省行政相談センター
きくみみ広島

【本件照会先】
首席行政相談官　真鍋　政信
電　　話：082-228-6174
Ｆ　Ａ Ｘ：082-228-4955
E-mail：cgk32@soumu.go.jp